

# オフィスガス オフィスガス119 重要事項説明

下記の事項を十分にお読みください。

重要事項説明書

この重要事項に関する説明書は、ガス事業法に基づき、お客さまと当社との間のガス需給契約（以下、「本契約」といいます。）を締結するにあたって重要な事項を説明するものです。必ず、事前にお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申し込みいただけますようお願いいたします。

### 1.本契約のお申し込み

- （1）お客さまが新たに本契約の締結を希望される場合は、あらかじめ当社が定めるガス需給約款を承諾のうえ、当社所定の様式にてお申し込みをしていただけます。
- （2）お客さまは、本契約のお申し込みについて、次の事項を承諾のうえ、お申し込みをしていただけます。なお、当社が必要とする場合は、お客さまに承諾書等を提出していただくことがあります。

- ・お客さまの需要場所を供給区域とする一般ガス導管事業者（以下、「当該一般ガス導管事業者」といいます。）が定める託送供給約款（以下、「託送約款等」といいます。）に定める需要家等に関する事項を遵守すること。
- ・ガス小売事業者である株式会社サイサン（以下、「当該ガス小売事業者」といいます。）が法令に基づき実施した消費機器調査の結果等について、当該一般ガス導管事業者へ調査後遅滞なく提供すること。
- ・需給契約の締結に必要な事項のうち、当該一般ガス導管事業者が託送契約のために必要とする事項について、当社が当該ガス小売事業者を通じて、当該一般ガス導管事業者に提出すること。
- ・当社およびガス小売事業者が法令に定める直近の消費機器調査の結果等、本契約の締結に必要な事項について、当該一般ガス導管事業者から提供をうけること。

#### 2.ガスの供給主体

当社は、当該ガス小売事業者との取次委託契約に基づき、ガスを販売いたします。なお、当社は、当該ガス小売事業者の取次としてお客さまと本契約を締結いたしますが、実際のガスの供給は当該ガス小売事業者により行われます。

#### 3.契約の成立

本契約は、お客さまからのお申し込みを受け、当社が承諾したときに成立いたします。

#### 4.契約期間

本契約が成立した日から、原則として供給開始日以降36ヶ月間といたします。

#### 5.契約更新の取扱

契約期間満了に先だって、お客さままたは当社のいずれからでも契約変更等の申し出がない場合は、契約は使用期間満了後も36ヶ月ごとに同一条件で更新いたします。

#### 6.お客さまの申し出による契約の解除・変更

- （1）本契約の解約を希望されるお客さまは、解約希望日の7営業日前までに当社に対してお申し出いただくものといたします。

- （2）契約変更については、本書記載の<各種手続き・お問い合わせ先>までご連絡ください。

#### 7.当社からの申し出による供給の停止・契約の解除

お客さまが以下のいずれかに該当する場合には、当社は当該ガス小売事業者を通じてお客さまに対するガスの供給を停止し、または本契約を解除することがあります。この場合、当社は解除日の15日程度前および5日程度の日数をおいて、予告いたします。

- ・お客さまが料金（本契約以外の料金を含みます。）を当社の定める支払期限を経過してなお支払われない場合
- ・お客さまがガス需給約款により支払を要する料金以外の債務を支払わない場合等ガス需給約款に違反した場合
- ・お客さまが当社、当該ガス小売事業者または当該一般ガス導管事業者の係員の行う作業を正当な理由なく拒否または妨害した場合
- ・お客さまが反社会的勢力であると判明した場合、もしくは反社会的勢力と判断される状態となった場合
- ・託送約款等に基づき、当該一般ガス導管事業者によりお客さまに対するガスの供給が停止されている場合

#### 8.供給契約の終了

- （1）お客さまは、当該一般ガス導管事業者が、本契約の終了後、ガスメーター等当該一般ガス導管事業者所有の供給施設を、設置場所のお客さまの承諾をえて、引き置き置かせていただくことがあることについて、承諾するものといたします。
- （2）本契約の終了にともない、当該一般ガス導管事業者が設備の原状回復を行う場合で、託送約款等に基づき、当社が当該一般ガス導管事業者よりその費用の請求を受けた当該ガス小売事業者からその費用の請求を受けたときは、お客さまは、当該金額を、当社が定める日までに、当社に支払うものとなります。

#### 9.契約に関わる注意事項

当社へお申し込み前にご利用されていたガス小売事業者（以下、旧事業者といえます。）との間で締結された契約内容に、違約金等の解約に係わるお支払い義務等に関する事項が定められていた場合、当社へお申し込み手続後または供給開始後に上記違約金等を請求される場合があります。以下例をはじめとする旧事業者との取引・ご利用されたサービス等について、当社へのお申し込みによる供給事業者の変更を以て失効またはご利用停止となる場合があります。

- 特典およびポイントサービス
割引メニューまたは割引サービス

#### ● 各種照会サービス

その他旧事業者との取引に係るサービス等

#### 10.取次委託契約終了時の措置

当社と当該ガス小売事業者との取次委託契約が解除その他の理由により終了した場合、当社の別途の定めがない限り、ただちに、本契約に関するお客さまの契約の相手方が当社から当該ガス小売事業者に変更となります。

#### 11.ガス料金

ガス料金は、1月の使用量に基づき指定された基本料金と従量料金の合計によって算定された金額となります。ただし、従量料金は別途原料費調整額を加減算いたします。

（1）対象ガスプラン料金表 オフィスガス119（消費税等込）

1か月のガスご使用量	基本料金(円/月)	従量料金(円/㎡)
0㎡から20㎡まで	736円 23銭	140円 95銭
20㎡をこえ80㎡まで	1,024円 32銭	126円 54銭
80㎡をこえ200㎡まで	1,195円 04銭	124円 41銭
200㎡をこえ500㎡まで	1,835円 24銭	121円 21銭
500㎡をこえ800㎡まで	6,103円 24銭	112円 67銭
800㎡をこえる場合	12,078円 44銭	105円 20銭

1か月のガスご使用量	基本料金(円/月)	従量料金(円/㎡)
0㎡から20㎡まで	736円 23銭	204円 20銭
20㎡をこえ50㎡まで	1,541円 21銭	163円 95銭
50㎡をこえ100㎡まで	1,778円 33銭	159円 21銭
100㎡をこえ250㎡まで	2,015円 44銭	156円 84銭
250㎡をこえ500㎡まで	2,568円 70銭	154円 62銭
500㎡をこえる場合	6,895円 97銭	145円 97銭

1か月のガスご使用量	基本料金(円/月)	従量料金(円/㎡)
0㎡から20㎡まで	736円 23銭	169円 57銭
20㎡をこえ50㎡まで	1,323円 87銭	140円 18銭
50㎡をこえ100㎡まで	1,586円 67銭	134円 93銭
100㎡をこえ200㎡まで	2,012円 48銭	130円 67銭
200㎡をこえ350㎡まで	3,401円 55銭	123円 72銭
350㎡をこえ500㎡まで	3,719円 68銭	122円 82銭
500㎡をこえ1000㎡まで	6,772円 48銭	116円 71銭
1000㎡をこえる場合	7,088円 87銭	116円 40銭

[ア] でんきセット割

- 適用条件：お客さまが次のいずれにも該当する場合にでんきセット割を適用します。
①当社が取扱う対象電力プランを利用中であり、かつその旨をお客さまから当社に対して申告があること。
②対象電力プランの電力需給契約が終了した場合は、事由の如何を問わず、でんきセット割の適用対象外となります。

[イ] でんきセット割適用後料金表（消費税等相当額込）

1か月のガスご使用量	基本料金(円/月)	従量料金(円/㎡)
0㎡から20㎡まで	728円 64銭	139円 49銭
20㎡をこえ80㎡まで	1,013円 76銭	125円 24銭
80㎡をこえ200㎡まで	1,182円 72銭	123円 12銭
200㎡をこえ500㎡まで	1,816円 32銭	119円 96銭
500㎡をこえ800㎡まで	6,040円 32銭	111円 51銭
800㎡をこえる場合	11,953円 92銭	104円 12銭

1か月のガスご使用量	基本料金(円/月)	従量料金(円/㎡)
0㎡から20㎡まで	728円 64銭	202円 09銭
20㎡をこえ50㎡まで	1,525円 32銭	162円 26銭
50㎡をこえ100㎡まで	1,760円 00銭	157円 57銭
100㎡をこえ250㎡まで	1,994円 66銭	155円 23銭
250㎡をこえ500㎡まで	2,542円 21銭	153円 03銭
500㎡をこえる場合	6,824円 88銭	144円 47銭

1か月のガスご使用量	基本料金(円/月)	従量料金(円/㎡)
0㎡から20㎡まで	728円 64銭	167円 82銭
20㎡をこえ50㎡まで	1,310円 22銭	138円 74銭
50㎡をこえ100㎡まで	1,570円 31銭	133円 54銭
100㎡をこえ200㎡まで	1,991円 73銭	129円 32銭
200㎡をこえ350㎡まで	3,366円 48銭	122円 45銭
350㎡をこえ500㎡まで	3,681円 33銭	121円 56銭
500㎡をこえ1000㎡まで	6,702円 66銭	115円 51銭
1000㎡をこえる場合	7,015円 56銭	115円 20銭

（2）事務手数料

[ア] 初回事務手数料

初回事務手数料として3,500円（別途消費税等）を申し受けます。

[イ] 解約事務手数料

更新月（需給開始月（本契約が更新された場合には、更新された月）から起算して36ヶ月とその翌月を指すものとします。）を除き、契約期間内に解約となる場合、解約事務手数料3,500円（別途消費税等）をお支払いいただきます。ただし、以下の理由の場合を除きます。

①建替により解約する場合で、建替後も当社とご契約いただく場合

②その他お客さまの責に帰さない事由で解約する場合

#### 12.原料費調整

1.原料費調整額の算定

（1）平均原料価格

1トン当たりの平均原料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。なお、平均原料価格は、10円単位とし、10円未満の端数は、1円の位で四捨五入いたします。

平均原料価格＝A×α＋B×β

A＝各平均原料価格算定期間における1トン当たりのLNG平均価格

B＝各平均原料価格算定期間における1トン当たりのLPG平均価格

α＝0.9476

β＝0.0569

（2）原料費調整単価

原料費調整単価は、次の算式によって算定された値といたします。

イ. 1トン当たりの平均原料価格が64,090円を下回る場合
調整単位料金（1立方メートルあたり）＝基準単位料金－0.081円×原料価格変動額/100円×（1＋消費税率）

ロ. 1トン当たりの平均原料価格が64,090円を上回る場合
調整単位料金（1立方メートルあたり）＝基準単位料金＋0.081円×原料価格変動額/100円×（1＋消費税率）

上記の算式によって求められた計算結果の小数点第3位以下の端数は切り捨てといたします。

（3）原料費調整単価の適用

各平均原料価格算定期間の平均原料価格によって算定された原料費調整単価は、その平均原料価格算定期間に対応する原料費調整単価適用期間に使用されるガスに適用いたします。

なお、各平均原料価格算定期間に対応する原料費調整単価適用期間は、次のとおりといたします。

平均原料価格算定期間	原料費調整単価適用期間
毎年1月1日から3月31日までの期間	その年の5月の検針日から6月の検針日の前日までの期間
毎年2月1日から4月30日までの期間	その年の6月の検針日から7月の検針日の前日までの期間
毎年3月1日から5月31日までの期間	その年の7月の検針日から8月の検針日の前日までの期間
毎年4月1日から6月30日までの期間	その年の8月の検針日から9月の検針日の前日までの期間
毎年5月1日から7月31日までの期間	その年の9月の検針日から10月の検針日の前日までの期間
毎年6月1日から8月31日までの期間	その年の10月の検針日から11月の検針日の前日までの期間
毎年7月1日から9月30日までの期間	その年の11月の検針日から12月の検針日の前日までの期間
毎年8月1日から10月31日までの期間	その年の12月の検針日から翌年1月の検針日の前日までの期間
毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年の1月の検針日から2月の検針日の前日までの期間
毎年10月1日から12月31日までの期間	翌年の2月の検針日から3月の検針日の前日までの期間
毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間	翌年の3月の検針日から4月の検針日の前日までの期間
毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間）	翌年の4月の検針日から5月の検針日の前日までの期間

（4）原料費調整額

原料費調整額は、その1月の使用量に（2）によって算定された原料費調整単価を適用して算定いたします。

（5）基準平均原料価格

1トン当たりの基準平均原料価格は64,090円といたします。

（6）原料価格変動額

次の算式で算定し、算定結果の100円未満の端数を切り捨てた100円単位の金額といたします。

（算式）

イ. 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

原料価格変動額＝平均原料価格－基準平均原料価格

ロ. 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

原料価格変動額＝基準平均原料価格－平均原料価格

2.基準単価

基準単価は、平均原料価格が100円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。

1立方メートルにつき 8銭1厘

3.原料費調整単価等のお知らせ

当社は、1（1）の各平均原料価格算定期間における1トン当たりのLNG平均価格、1トン当たりのLPG平均価格および1（2）によって算定された原料費調整単価を当社所定の方法にてお知らせいたします。

#### 13.供給開始予定日

- （1）「お申し込み手続き完了のご案内」に記載の供給開始予定日をご確認ください。
- （2）当社への申し込み前から既にガスの使用を開始している場合は、その使用を開始した日を供給開始日といたします。

#### 14.ガスの計量方法

当該一般ガス導管事業者設置のガスメーターの読みにより、計量いたします。

#### 15.ガス料金の算定期間

料金の算定期間は、託送約款等に定める検針日（以下「検針日」といいます。）を基準とし、前月の検針日の翌日から当月の検針日までの期間といたします。ただし、ガスの供給を開始した場合の料金の算定期間は、当該開始した日から次の検針日までの期間（開始日を含みます。）とし、需給契約が終了した場合の料金の算定期間は、直前の検針日の翌日から当該終了した日までの期間（終了日を含みます。）といたします。

#### 16. 料金の日割計算（1）

料金は、次の日割計算後基本料金と従量料金の合計といたします。なお、料金表のいずれの料金を適用するかは、料金算定期間の使用量に30を乗じ、次の日割計算日数で徐した1か月換算使用量によります。

- （1）日割計算後基本料金
基本料金×日割計算日数/30
<備考>
イ. 基本料金は、料金表における基本料金（割引制度を適用する場合は割引制度適用後料金表における基本料金）とします。
ロ. 日割計算日数は、料金算定期間の日数とします。
ハ. 計算結果の小数点第3位以下の端数は切り捨てとします。

（2）従量料金

この主契約料金表に定めるとおりの従量料金といたします。

#### 17. 料金の日割計算（2）

料金は、次の日割計算後基本料金と従量料金の合計といたします。なお、主契約料金表のいずれの料金を適用するかは、料金算定期間の使用量に30を乗じ、30から供給中止期間の日数を差し引いた日数で除した1か月換算使用量によります。

- （1）日割計算後基本料金
基本料金×（30－供給中止期間の日数）/30
<備考>
イ. 基本料金は、料金表における基本料金（割引制度を適用する場合は割引制度適用後料金表における基本料金）とします。
ロ. 供給中止期間の日数は、供給中止の日の翌日から供給開始の日までの日数とします。ただし、31日以上の場合は30日とします。
ハ. 計算結果の小数点第3位以下の端数は切り捨てとします。

（2）従量料金

この主契約料金表に定めるとおりの従量料金といたします。

#### 18. 料金の支払義務および支払期日

- （1）お客さまのガス料金の支払義務は、お客さまごとに託送約款等に定める定例検針日（以下「支払義務発生日」といいます。）といたします。
- （2）お客さまの料金は、支払期日までに支払っていただきます。
- （3）支払期日は、請求を行った月の翌月末日といたします。なお、支払期日が日曜日または銀行法第15条第1項に規定する政令で定める日（以下「休日」といいます。）に該当する場合は、支払期日を翌日に延伸いたします。また、延伸した日が日曜日または休日に該当する場合は、さらに1日延伸いたします。

#### 19.ガス料金の支払方法

- （1）料金については当社の指定するクレジットカード支払、口座振替のいずれかの方法から、お客さまのご選択により支払っていただけます。なお、初回または登録が完了するまでの間のガス料金のお支払い等については、当社が発行するコンビニ払込用紙を発送させていただくことがございますので、お手数ですが、コンビニ払込用紙に記載されているお支払い期日までに払込みをお願いいたします。
- （2）コンビニ払込用紙での請求については、請求事務手数料100円（別途消費税等）と払込用紙発行手数料として290円（別途消費税等）をお支払いいただけます。

#### 20.ガスご使用量および請求金額の確認について

